

# 平成31年4月から現物給与の価額が改定されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改定され、平成31年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。

この現物給与の価額の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いします。

（単位：円）

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1カ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額		
北海道	20,400	680	170	240	270	1,000	時 価 自社製品 通勤定期券 など
青森	19,800	660	170	230	260	940	
岩手	19,800	660	170	230	260	1,030	
宮城	19,800	660	170	230	260	1,380	
秋田	19,800	660	170	230	260	1,010	
山形	20,700	690	170	240	280	1,180	
福島	20,400	680	170	240	270	1,070	
茨城	20,100	670	170	230	270	1,270	
栃木	20,400	680	170	240	270	1,310	
群馬	20,400	680	170	240	270	1,170	
埼玉	20,400	680	170	240	270	1,750	
千葉	20,400	680	170	240	270	1,700	
東京	21,000	700	180	250	270	2,590	
神奈川	20,700	690	170	240	280	2,070	
新潟	20,400	680	170	240	270	1,280	
富山	20,700	690	170	240	280	1,200	
石川	21,000	700	180	250	270	1,250	
福井	21,000	700	180	250	270	1,160	
山梨	20,400	680	170	240	270	1,230	
長野	19,200	640	160	220	260	1,150	
岐阜	19,800	660	170	230	260	1,180	
静岡	20,100	670	170	230	270	1,410	
愛知	20,100	670	170	230	270	1,470	
三重	20,400	680	170	240	270	1,200	
滋賀	20,400	680	170	240	270	1,360	
京都	20,400	680	170	240	270	1,670	
大阪	20,100	670	170	230	270	1,620	
兵庫	20,400	680	170	240	270	1,460	
奈良	19,200	640	160	220	260	1,170	
和歌山	20,700	690	170	240	280	1,080	
鳥取	20,700	690	170	240	280	1,110	
島根	20,700	690	170	240	280	1,030	
岡山	20,400	680	170	240	270	1,270	
広島	20,700	690	170	240	280	1,320	
山口	20,400	680	170	240	270	1,040	
徳島	20,100	670	170	230	270	1,100	
香川	19,800	660	170	230	260	1,130	
愛媛	20,400	680	170	240	270	1,080	
高知	21,000	700	180	250	270	1,050	
福岡	19,200	640	160	220	260	1,310	
佐賀	19,800	660	170	230	260	1,080	
長崎	20,100	670	170	230	270	1,070	
熊本	20,700	690	170	240	280	1,120	
大分	20,100	670	170	230	270	1,080	
宮崎	19,800	660	170	230	260	1,030	
鹿児島	20,100	670	170	230	270	1,040	
沖縄	21,000	700	180	250	270	1,110	

※改定箇所は赤字・下線で表示しています。

●住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。

●計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。

●洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。

# 現物給与の価額Q & A

— 現物給与に関するよくある質問をまとめました —

Q1：現物給与とはどのようなものか？

A：給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅（社宅や寮など）の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与といいます。

現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の決定を行います。

Q2：このたびの現物給与価額の改定は、どこが変更になったのか？

A：26都道県において、食事の現物給与価格が変更になりました。

Q3：現物給与価額の改定は、固定的賃金の変動に該当するのか？

A：「固定的賃金の変動」※に該当します。

（「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合がありますのでご注意ください）

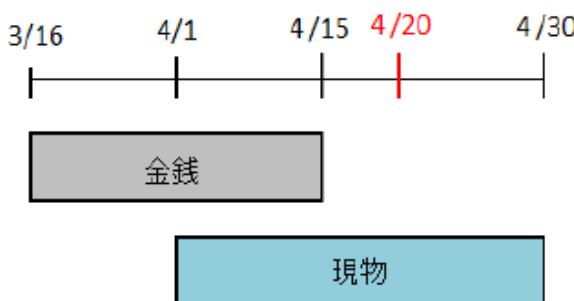
※「固定的賃金の変動」とは…

昇給・降給や住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加や支給額の変更の場合をいいます。

Q4：このたび改定された価額は、4月1日から適用するとされているが、4月の給与の締め日が月の途中だった場合、現物給与価額はどのように計算するのか？

A：現物給与（食事、住宅等）については、給与の締め日は考慮せず、4月分（1カ月分）の報酬として計算します。

【例】4月分給与（15日締め、当月20日支払）



・現物給与（住宅・食事等）は、給与の締めにかかわらず、4月1日～4月30日の1カ月分として計算し、4月20日の給与（金銭）と合算します。

Q5：勤務地がA県にあり、社宅がB県にある場合、現物給与価額はどちらの県の価額により計算するのか？

A：勤務地であるA県による価額で計算します。

被保険者の人事、労務および給与の管理がなされている事業所が所在する地域の価額により算定することになるため、A県の価額となります。

（本社と支店等が合わせて1つの適用事業所となっている場合は「Q6」をご参照ください）

Q6：本社と支店等が合わせて1つの適用事業所となっている場合（本社で人事・労務・給与をまとめて管理している場合）は、本社または支店等のどちらの地域の価額で計算するのか？

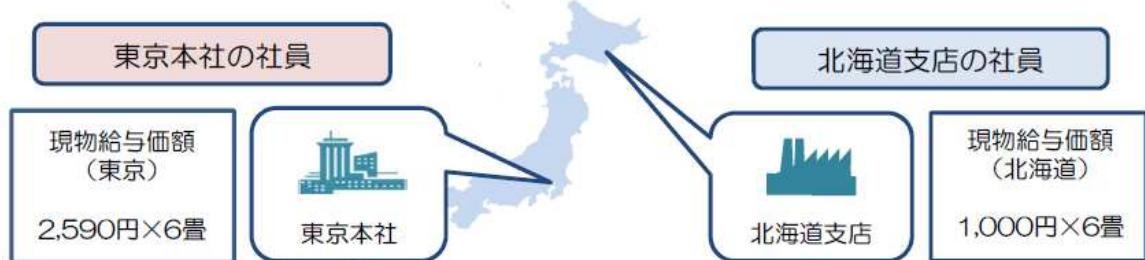
A：それぞれの勤務地による価額で計算します。

通常、被保険者の人事、労務および給与の管理をしている事業所が所在する地域の価額により算定することとなります。現物給与の価額は本来、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、本社・支店等それが所在する地域の価額により計算します。

なお、派遣労働者の場合については、実際の勤務地（派遣先の事業所）ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額で計算します。

【例】東京本社において北海道支店を管理している（東京本社において健康保険・厚生年金保険に加入している）場合

- ・本社、支店における住宅による現物給与（6畳）



Q7：住宅の現物給与価額は1カ月当たりの価額が示されているが、月途中の入居の場合でも、1カ月分の価額により計算するのか？

A: 月途中から入居した場合であれば、日割計算を行います。

(計算方法)  
1カ月相当の現物給与価額 ×  $\frac{\text{入居日以降の日数}}{\text{その月の総日数}}$  (1円未満の端数は切り捨て)

【例】：社宅入居日が4月11日（6畳）の場合の現物給与価額（東京に所在する事業所の場合）

$$15,540 \text{円} \times \frac{20 \text{日}}{30 \text{日}} = 10,360 \text{円}$$

Q8：住宅による現物給与の場合、台所・トイレ・浴室・廊下を含めた広さで計算するのか？

A：含めずに計算します。

価額の計算にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします。

玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない室は含めません。また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室も含めません。



## Q9：住宅による現物給与で、m<sup>2</sup>で表示されている場合、どのように計算するのか？

A：1畳あたり1.65m<sup>2</sup>に換算して計算します。

【例】30m<sup>2</sup>の現物給与価額の計算方法（東京に所在する事業所の場合）

$$30m^2 \div 1.65m^2 \times 2,590\text{円} \text{ (畳1畳につき)} = 47,090.9090 \text{ (1円未満の端数は切り捨て)} \\ \approx 47,090\text{円}$$

## Q10：食事の現物給与価額について、給与から食事代を徴収（負担）している場合は、どのように計算するのか？

A：食事代の徴収（負担）額により、以下の①、②のパターンで計算します。

【パターン①】現物給与価額の3分の2未満の価額を食事代として徴収（負担）している場合



現物給与の価額から徴収（負担）額を引いた価額が現物給与価額となります。

- 【例】
- ・1ヶ月当たりの食事代の徴収（負担）額…………… 10,000円 (A)
  - ・1ヶ月当たりの現物給与価額（東京に所在する事業所の場合）……… 21,000円 (B)
  - ・現物給与価額3分の2の価額 (B×2/3) ……………… 14,000円
- ※食事代の徴収（負担）額 (10,000円) は、現物給与価額の2/3 (14,000円) よりも小さい
- 現物給与価額 (B-A) = 11,000円

【パターン②】現物給与価額の3分の2以上の価額を食事代として徴収（負担）している場合



現物による食事の供与はないものとして取り扱います。

- 【例】
- ・1ヶ月当たりの食事代の徴収（負担）額…………… 14,000円 (A)
  - ・1ヶ月当たりの現物給与価額（東京に所在する事業所の場合）……… 21,000円 (B)
  - ・現物給与価額3分の2の価額 (B×2/3) ……………… 14,000円
- ※食事代の徴収（負担）額 (14,000円) は、現物給与価額の2/3 (14,000円) と同額
- 現物給与価額 = 0円

※住宅の家賃等を徴収（負担）している場合は、上記の取り扱いではなく、現物給与の価額から徴収額（負担額）を差し引いた額が現物給与価額となります。